

開発事業届出書

練馬区長 殿

事業者

住所

氏名

電話

( )

(法人にあっては、その事業所の所在地および名称ならびに代表者の氏名)

練馬区まちづくり条例第51条第1項の規定により、つぎのとおり届け出ます。

開発事業の名称			
連絡先	住所		
	事務所名		
開発区域の場所	担当者氏名	電話	( )
	(地名地番)練馬区	丁目	番地
開発区域面積	(住居表示)練馬区	丁目	番 号
	m <sup>2</sup> (計画地		m <sup>2</sup> )
まちづくり条例 適用項目  (該当するものに )	<p>(1) 大規模建築物 延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上かつ建築物の高さが15m以上の建築物 集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物 深夜営業集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上の建築物 葬祭場(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物</p> <p>(2) 特定用途建築物 集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満の建築物 葬祭場(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満の建築物 ワンルーム住戸(30m<sup>2</sup>未満)が20戸以上の集合住宅</p> <p>(3) 宅地開発事業 開発行為(都市計画法による開発): 開発区域面積が500m<sup>2</sup>~3,000m<sup>2</sup>未満・3,000m<sup>2</sup>以上 開発行為以外: 開発区域面積が500m<sup>2</sup>~3,000m<sup>2</sup>未満・3,000m<sup>2</sup>以上</p> <p>(4) 墓地等 墓地 納骨堂 火葬場</p> <p>(5) 自動車駐車場等 自動車駐車場の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上の自動車駐車場(建築物に付属するものを除く。) 開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の自動車駐車場( を除く。) 既存の自動車駐車場の形式変更等(形式変更・路面の舗装工事) 開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の材料置場 開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上のグリス・スラップ<sup>®</sup>処理場 ペット火葬施設等(ペット火葬施設・ペット納骨施設・ペット埋葬施設)</p> <p>(6) 開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の(1)~(5)以外の開発事業</p>		
工事種別等 (該当するものに )	新築・改築・増築・用途変更・区画割・新設・増設・( )		
	用途変更の場合の変更前の用途( )		
事前調査	現場調査依頼番号		
	宅地開発事業該当の有無 有 ・ 無		
受付欄	年月日	住宅地図	
	番号	左 ・ 右	

注 欄は、記入しないでください。